

多世代交流スペースここっちゃキッチンスペース出店者募集要領

1 募集の目的

直方市は、令和5年4月にオープンした多世代交流スペースここっちゃ（以下「ここっちゃ」という。）を中心市街地の賑わいづくりの拠点と位置付けており、来館者の利便性とサービスの向上を図るため、ここっちゃの魅力を高め、来館者のニーズに合った商品やサービスを提供するキッチンスペースへの出店希望者を募集します。

2 応募要件

ここっちゃの運営について理解・協力いただける方で、かつ次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (2) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。
- (4) 応募時点で必要な資格、免許を所有していること。
- (5) 公共施設内において経営を行うにふさわしい技術、信用、能力等を有すると認められる企業もしくは団体または個人の方

※以下に該当する場合は、応募することができません。

- (1) 公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認める場合。
- (2) 施設・設備などを汚損または破損する恐れがあると認める場合
- (3) 会社更生法、民事再生法の規定により更生または再生の手続きをしている場合。
- (4) その他重大な法令違反がある場合。

3 キッチンスペースの概要

- (1) 所在地 福岡県直方市古町5番35号 多世代交流スペースここっちゃ内（図1）

(2) 設備

- ①調理台やシンクなどの基本的な厨房設備に加えて、冷凍冷蔵庫・製氷機・テーブル型冷蔵庫・IHコンロがあります。
- ②カウンター席5席
- ③出入口・空調機器は共用です。
- ④トイレは共用です。

※注意事項

- ①出店者専用の駐車場はありません。
- ②火を使った調理はできません。
- ③現状復旧できない内装工事はできません。
- ④テナント内の清掃は、出店者が行ってください。
- ⑤発生したゴミは、出店者が責任を持って管理し、市のルールに従って処分してください。
- ⑥施設内は禁煙・禁酒とします。
- ⑦看板・装飾・商品陳列ケースなどの必要な備品および設備は、出店者で用意してください。
- ⑧市の許可なく鍵の複製および第三者への譲渡などはできません。
- ⑨厨房の開錠・施錠および鍵の管理は、出店者の責任で行ってください。

4 出店条件

- (1) 営業日 原則として、子育て支援センターの開所日は営業すること。定休日を設定する場合は、原則、水曜日もしくは土曜日を除く日とする。
- (2) 営業時間 原則として、午前 10 時～午後 5 時とする。
- (3) 職種 カフェ業
- (4) 使用許可期間 令和 10 年 3 月 31 日まで
- (5) 出店料 20,000 円/月(多世代交流スペース設置条例に基づく使用料 8,632 円および光熱水費相当額とする。)

5 応募手続き等

- (1) 受付期間 令和 8 年 7 月 31 日(金)から令和 8 年 8 月 21 日(金) 17 時まで(当日消印有効)
- (2) 応募書類

市指定書類	・ 多世代交流スペースここっちゃ飲食テナント出店応募申請書(様式第 1 号) ・ 事業計画書(様式第 2 号) ・ 個人情報に関する同意書(様式第 3 号)
添付書類	・ 履歴書(様式任意) ・ 必要な資格、免許を有していることを証明する書類の写し ・ 住民票の写し(法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し) ・ 税の滞納が無いことの証明書 ・ その他市長が必要と認める書類

- (3) 提出方法 下記提出先への直接持参か簡易書留による郵送に限る。
- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) 応募書類の修正および追加 応募書類の受付後における書類の修正および追加は、市が要求する場合を除き、一切認めません。
- (6) 応募書類の取扱い 応募書類は理由の如何に関わらず、返却いたしません。
- (7) 提出先 〒822-8501 直方市殿町 7 番 1 号
直方市役所商工観光課商業観光係(担当: 仲間、甲斐) 午前 9 時から午後 5 時

6 審査方法

(1) 応募期間終了後、直方市商工観光課、こども育成課、企画経営課にて書類審査による選考で出店候補者を決定し、候補者と面談のうえ決定する。

(2) スケジュール

応募受付期間	令和 8 年 7 月 31 日～令和 8 年 8 月 21 日
書類選考結果の通知	令和 8 年 8 月中
面談	令和 8 年 8 月中
出店準備期間	出店決定通知後より
営業開始予定日	令和 8 年 9 月中

(3) 選考基準

カフェ運営の考え方	ここっちゃの設置目的に沿った運営方針、基本コンセプトとなっているか。具
-----------	-------------------------------------

	体的な提案かつ魅力的な内容か。 営業日や営業時間の設定は適切か。
飲食メニュー	子育て支援センターの利用者にとって、魅力的なメニューとなっているか。 来館者が利用しやすい価格設定か。
連携・協力	ここっちゃ他事業者と連携した施設運営、取り組みが見込めるか。
運営・収支計画	安定した経営が見込める収支計画となっているか。人員を適切に確保しているか。
食品衛生・安全管理	食品衛生や安全面の管理体制は整っているか。

- (4) 決定する出店者は1者とする。
- (5) 応募者の内、出店に適当な者が該当しない場合は、出店者を決定しない。その場合、改めて公募を行う。
- (6) 書類審査結果は令和8年8月までに書面にて通知します。
- (7) 出店候補者には別途、面談の日時を通知します。
- (8) 審査結果に関する問い合わせおよび異議申し立てには、一切応じられません。
- (9) 応募が無効となる場合
次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、応募を無効とすることがあります。
 - ①提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ②応募者が出店が困難な状況に至ったと認められる場合
 - ③公平な選考の妨げとなる行為等が認められた場合

7 出店者の責務

- (1) 出店決定後、飲食店営業許可等、必要な許認可を営業開始までに取得し、事前に市に報告すること。
- (2) 必要となる各種保険については、出店者が加入すること。

8 その他

- (1) 現地の視察を希望する場合は、必ず市に連絡し、職員の付き添いのもと行うこと。
- (2) 火災・停電などの自然災害等、および事故・盗難等による損害は、市は一切の責任を負いません。
- (3) 出店許可後、一切の権利を第三者に対して譲渡、転貸または担保に供することはできません。
- (4) その他、市が適切でないと判断した場合は、出店できないことおよび退店を求めることがあります。
- (5) ここっちゃの施設管理において、一部ご協力いただくことがあります。

9 問い合わせ先

直方市役所商工観光課商業観光係（仲間、甲斐）

〒822-8501 直方市殿町7番1号5階54番窓口（午前8時30分から午後5時）

TEL : 0949-25-2156 FAX : 0949-25-2158

Mail : n-shoko@city.nogata.lg.jp

Architectural floor plan of the 1st floor. The plan shows a large central hall (大ホール) and a kitchen area (調理場) highlighted with a red rectangle. Other rooms include a dining area (食卓), a lounge (リビング), and a bathroom (バス). Dimensions are provided along the top and right edges of the plan.

